# 明治三十七年法律第十七号（記名ノ国債ヲ目的トスル質権ノ設定ニ関スル法律） （明治三十七年法律第十七号）

民法第三百六十四条ノ規定ハ記名ノ国債ニハ之ヲ適用セス

# 附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）

この法律は、会社法の施行の日から施行する。